



島根県報

令和2年7月10日（金）

号外第90号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（3件）

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第453号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野ニ2264番1地先から同地先まで	前	メートル 3.83～ 9.37	メートル 12.62	浜田県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	8.71～ 17.94	12.62		
〃	美川周布線	浜田市穂出町口139番1地先から同市吉地町イ23番1地先まで	前	4.25～ 12.50	1,049.70	浜田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	9.00～ 36.45	1,049.70		

島根県告示第454号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	431号	出雲市園町2566番4地先から同町91番5地先まで	前	メートル 12.34～ 22.81	メートル 165.50	出雲県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	12.34～ 28.86	165.50	
県道	清水寺線	安来市清水町558番4地先から同町19番2地先まで	前	6.50～ 6.70	81.48	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	9.65～ 26.80	81.48	
〃	別府川本線	邑智郡川本町大字川本1226番1地先から同地先まで	前	6.63～ 19.71	22.03	県央県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	6.63～ 21.54	22.03	

島根県告示第455号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野ニ2264番1地先から同地先まで	メートル 12.62	令和2年 7月10日	浜田県土整備事務所	

島根県告示第456号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	清水寺線	安来市清水町558番4地先から同町19番2地先まで	メートル 81.48	令和2年 7月10日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	
〃	西伯伯太線	安来市伯太町赤屋924番5地先から同352番1地先まで	288.35	令和2年 7月10日		
〃	別府川本線	邑智郡川本町大字川本1226番1地先から同地先まで	22.03	令和2年 7月10日	県央県土整備 事務所	

島根県告示第457号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本美郷線	邑智郡美郷町都賀行804番4地先から同番3地先まで	メートル 24.80	令和2年 7月13日	県央県土整備 事務所	